

# 第46期 定時株主総会 招集ご通知

2015年4月1日～2016年3月31日

開催場所および開始時刻が昨年と異なりますので、  
末尾記載の「定時株主総会会場ご案内」をご参照  
のうえ、お間違いのないようご注意ください。

日 時 **2016年6月18日**(土曜日)  
午後 **1時30分** (受付開始：午後0時30分)

場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル アネックスタワー 5階  
「プリンスホール」

## 目 次

株主の皆様へ .....	1
第46期定時株主総会招集ご通知 .....	2
議決権行使方法のご案内	
株主総会参考書類 .....	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）の報酬等の額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額設定の件	
(提供書面)	
事業報告 .....	25
連結計算書類 .....	53
計算書類 .....	56
監査報告 .....	59

## THK株式会社

証券コード：6481

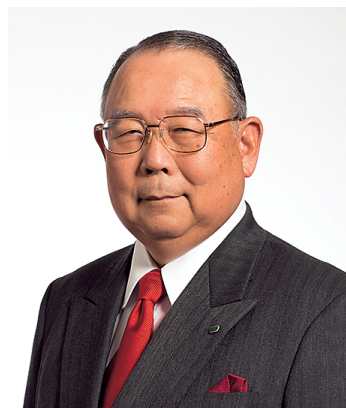
# 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
ここに、第46期定時株主総会の開催をご案内申し上げます。

当社は、地理的な領域拡大を目指した「グローバル展開」と、用途的な領域拡大を目指した「新規分野への展開」を成長戦略の柱として掲げ、事業展開に注力しております。そのような中、当社グループは2015年8月31日に米国の自動車部品メーカーであるTRW Automotive Inc.（現在はZF Friedrichshafen AGのグループ企業）から欧州および北米のL&S（リンケージ アンド サスペンション）事業を譲り受け、輸送用機器関連事業のさらなる拡大を目指しております。これらの取り組みの結果、当社の潜在成長力は着実に向上していると手応えを感じております。

引き続き「グローバル展開」と「新規分野への展開」を強力に推進させていくとともに、コストコントロールの強化により収益性を改善させ、さらなる成長を成し遂げ、株主の皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

寺川彰博

## 経営理念

世にない新しいものを提案し、世に新しい風を吹き込み、豊かな社会作りに貢献する

THKは、経営理念に基づき、「企業価値の最大化」の観点から、株主様を含む全てのステークホルダーの皆様と適切に協働し、持続的に成長することにより、当社グループの長期的な企業価値の向上を目指しています。

証券コード 6481  
2016年5月30日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田三丁目11番6号

**THK株式会社**

代表取締役社長 寺 町 彰 博

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2016年6月17日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月18日（土曜日）午後1時30分（受付開始：午後0時30分）
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル  
アネックスタワー 5階「プリンスホール」
3. 目的事項  
報告事項 1. 第46期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第46期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

#### 4. インターネットによる開示

法令および当社定款の定めに基づき、次に掲げる事項についてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http://www.thk.com/contents/ir\\_general\\_shareholders\\_meeting.html](http://www.thk.com/contents/ir_general_shareholders_meeting.html)）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」および「個別注記表」となります。

以 上

- ◎インターネットによる開示となる「①連結計算書類の連結注記表」および「②計算書類の個別注記表」についても、株主総会当日における質疑の対象となります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス [http://www.thk.com/contents/ir\\_general\\_shareholders\\_meeting.html](http://www.thk.com/contents/ir_general_shareholders_meeting.html)）に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

### 当日ご出席による 議決権行使



株主総会当日は同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

### 書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会日前日の**2016年6月17日(金曜日)午後5時30分**までに到着するようご返送ください。

### インターネットによる 議決権行使



議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、**2016年6月17日(金曜日)午後5時30分**までに賛否をご入力ください。

次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## THKグループ製品展示会について

当日はモニター等を利用し当社の現況等を紹介させていただくとともに、株主総会終了後には、株主総会会場に併設して、「THKグループ製品展示会」を開催いたします。

この機会に是非とも、当社グループに対するご理解をさらに深めていただきたいと存じます。

(右図は昨年の展示会イメージです)



# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

行使期限 2016年6月17日(金曜日) 午後5時30分まで

## 1 議決権行使サイトにアクセスする

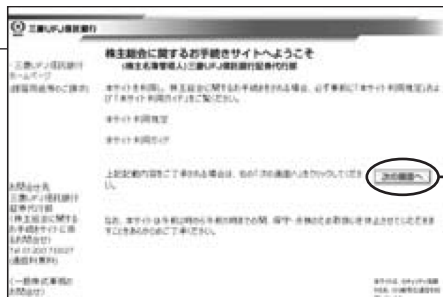
議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

> 議決権行使サイト

<http://www.evotage.jp/>

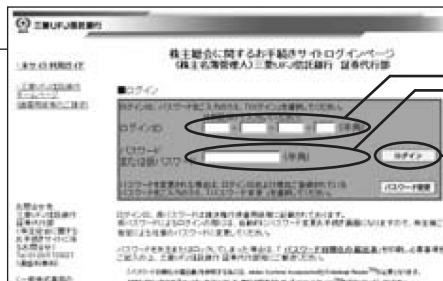


※インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、アクセスいただくことによってご利用いただけます。(午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません)



## 2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。




>>> これでログインが完了です。以降、画面の案内に沿ってお進みください。

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
 **0120-173-027** (通話料無料)  
受付時間 9:00~21:00

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の連結業績を踏まえ、第46期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当社の業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

第46期の期末配当は、当社普通株式1株につき金25円としたいと存じます。

これにより中間配当金25円を含めました当期の年間配当金は、1株につき金50円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭としたいと存じます。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその金額

当社普通株式1株につき金25円としたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,164,797,275円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月20日としたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 6,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

変更の理由は、次のとおりであります。

(1) 当社は、当社グループの継続的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

今般、当社グループの経営に関する透明性、客観性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化と経営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を一層推し進めるべく、取締役会の監督・監査を担う監査等委員である取締役が取締役に参画し、議決権を行使することとなる監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行により、経営の意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定の新設を行うものであります。

(3) 会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更となったため、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第35条（変更案第37条）の変更を行うものであります。なお、かかる責任限定に関する定款変更については、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、上記の変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 【条文省略】  （機 関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第1条～第3条 【現行どおり】  （機 関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 【削 除】 3. 会計監査人



現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条～第19条 【条文省略】</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>25名以内</u>とする。</p> <p>【新 設】</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第22条 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p>	<p>第5条～第19条 【現行どおり】</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第22条 【現行どおり】</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【新 設】</b></p> <p>(代表取締役)  <u>第24条</u> 取締役社長は、当会社を代表する。  2. 前項に加え必要に応じ、取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(役付取締役)  <u>第25条</u> 当会社は、取締役会の決議によって取締役社長1名を選定する。また、必要に応じ、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p><u>第26条～第27条</u> 【条文省略】</p> <p>(取締役の報酬等)  <u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第29条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><b>【新 設】</b></p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)  <u>第24条</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役)  <u>第25条</u> 取締役社長は、当会社を代表する。  2. 前項に加え必要に応じ、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって、当会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(役付取締役)  <u>第26条</u> 当会社は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって取締役社長1名を選定する。また、必要に応じ、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p><u>第27条～第28条</u> 【現行どおり】</p> <p>(取締役の報酬等)  <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  <u>第30条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条～第31条 【条文省略】</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【新 設】</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第33条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および<u>監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第34条 取締役会の運営に関する規定は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第31条～第32条 【現行どおり】</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第33条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第34条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第35条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第36条 取締役会の運営に関する規定は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める<u>取締役会規則</u>による。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第36条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第39条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第40条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>	<p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法) 第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	【削 除】
<p>(監査役会規則) 第42条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	【削 除】
<p>(監査役会の議事録) 第43条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	【削 除】
<p>(監査役の報酬等) 第44条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	【削 除】
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	【削 除】
【新 設】	第5章 監査等委員会
【新 設】	<p>(監査等委員会の招集通知) 第38条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新 設】</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第46条～第47条 【条文省略】</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第49条～第52条 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 【現行どおり】</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 【現行どおり】</p> <p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>1. 第46期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件**

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行することにともない、取締役1名を減員し、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p><b>再任</b></p> <p>寺町彰博 (1951年4月5日生)</p> <p>【取締役在任年数】 34年</p> <p>【取締役会への出席状況】 100% (17回/17回)</p>	<p>1975年10月 当社入社</p> <p>1982年3月 当社取締役業務部長</p> <p>1987年6月 当社常務取締役管理本部長</p> <p>1994年6月 当社取締役副社長</p> <p>1995年5月 大東製機株式会社（現THKインテックス株式会社）代表取締役社長</p> <p>1997年1月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 一般社団法人日本工作機器工業会 会長</p>	3,647,110株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>寺町彰博氏を取締役候補者とした理由は、当社および国内外の当社グループ全体の監督、統括を行う経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮してきた豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体の監督、統括を適切に行うことができる人材と判断したためであります。</p> <p>(注) 寺町彰博氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p><b>再任</b></p> <p>寺町俊博 (1958年11月18日生)</p> <p>【取締役在任年数】 18年</p> <p>【取締役会への出席状況】 100% (17回/17回)</p>	<p>1988年12月 当社入社</p> <p>1989年6月 THK Europe GmbH (現THK GmbH) 取締役英国支店長</p> <p>1992年8月 PGM Ballscrews Ireland Ltd. (現 THK Manufacturing of Ireland Ltd.) 取締役副社長</p> <p>1993年2月 THK GmbH代表取締役社長</p> <p>1993年5月 THK Europe B.V.代表取締役社長</p> <p>1998年6月 当社取締役</p> <p>2005年6月 当社常務取締役</p> <p>2012年6月 当社取締役副社長 (現任)</p>	150,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>寺町俊博氏を取締役候補者とした理由は、当社および国内外の当社グループ全体の監督、統括を行ってきた豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体の監督、統括を適切に行うことができる人材であると判断したためであります。</p> <p>(注) 寺町俊博氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>		
3	<p><b>再任</b></p> <p>今野宏 (1954年1月31日生)</p> <p>【取締役在任年数】 8年</p> <p>【取締役会への出席状況】 100% (17回/17回)</p>	<p>2004年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 退行</p> <p>2004年4月 当社入社</p> <p>2004年5月 THK (無錫) 精密工業有限公司総経理</p> <p>2007年10月 当社生産副本部長</p> <p>2007年12月 THK Manufacturing of Europe S.A.S. 代表取締役社長</p> <p>2008年6月 当社取締役</p> <p>2010年6月 当社常務取締役</p> <p>2012年6月 当社取締役副社長 (現任)</p>	2,500株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>今野宏氏を取締役候補者とした理由は、当社および国内外の当社グループ全体の監督、統括を行ってきた豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体の監督、統括を適切に行うことができる人材であると判断したためであります。</p> <p>(注) 今野宏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p><b>再任</b></p> <p>まき のぶ ゆき 榎 信 之 (1960年5月12日生)</p> <p>【取締役在任年数】 1年</p> <p>【取締役会への出席状況】 100% (13回/13回)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>1992年7月 THK America, Inc. シカゴ支店長</p> <p>2003年1月 THK Manufacturing of America, Inc. 代表取締役社長</p> <p>2007年10月 当社山口工場長</p> <p>2010年6月 当社取締役 当社生産本部長</p> <p>2014年6月 当社常務執行役員 (現任) (執行役員制度導入に伴い、当社取締役退任)</p> <p>2015年4月 当社営業支援本部長</p> <p>2015年5月 当社L &amp; S 統合推進室長</p> <p>2015年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2015年11月 当社輸送機器本部長 (現任)</p>	2,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>榎信之氏を取締役候補者とした理由は、当社および国内外の当社グループ全体における生産の統括、国内外の営業の分野における責任者としての豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体および担当事業の監督、統括を適切に行うことができる人材であると判断したためであります。</p> <p>(注) 榎信之氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>			
5	<p><b>再任</b></p> <p>さか い じゅん いち 坂 井 淳 一 (1947年10月5日生)</p> <p>【取締役在任年数】 12年</p> <p>【取締役会への出席状況】 100% (17回/17回)</p>	<p>1990年1月 株式会社日平トヤマ退社 当社入社</p> <p>1992年7月 当社メカトロ部長</p> <p>1994年10月 当社営業技術部長</p> <p>2000年3月 当社東日本第一営業統括部長</p> <p>2003年2月 当社品質保証部長 (現品質保証統括部長) (現任) 当社先端技術情報センター所長</p> <p>2004年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2014年6月 当社執行役員 (現任) 当社ICBセンター長 (現任)</p>	3,050株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>坂井淳一氏を取締役候補者とした理由は、技術、品質、営業の分野における責任者としての豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体および担当部門の監督、統括を適切に行うことができる人材であると判断したためであります。</p> <p>(注) 坂井淳一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p><b>再任</b></p> <p>寺町 崇史 (1978年11月17日生)</p> <p>【取締役在任年数】 2年</p> <p>【取締役会への出席状況】 100% (17回/17回)</p>	<p>2013年 9月 住友商事株式会社退社</p> <p>2013年11月 当社入社</p> <p>2014年 1月 当社IMT事業部 部長</p> <p>2014年 6月 当社取締役執行役員 (現任) 当社IMT事業部副事業部長 (現任) THKインテックス株式会社代表取締役社長 (現任)</p>	600株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>寺町崇史氏を取締役候補者とした理由は、主にエレクトロニクス事業に従事するとともに、THKインテックス株式会社の代表取締役社長として、当社グループのロボット、ユニット分野における責任者としての経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体および担当事業の監督、統括を適切に行うことができる人材であると判断したためであります。</p> <p>(注) 寺町崇史氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>		
7	<p><b>新任</b></p> <p>下牧 純二 (1953年10月6日生)</p>	<p>1976年 4月 当社入社</p> <p>1992年 4月 当社東京支店長</p> <p>2003年 2月 当社東日本第一営業統括部長</p> <p>2004年 6月 当社東日本第二営業統括部長</p> <p>2009年 6月 当社取締役 当社営業本部長 (現任)</p> <p>2011年10月 当社ACE事業部長</p> <p>2014年 6月 当社常務執行役員 (現任) (執行役員制度導入に伴い、当社取締役退任)</p>	7,700株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>下牧純二氏を取締役候補者とした理由は、当社および国内外の当社グループ全体における営業の統括責任者としての豊富な経験と実績に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社グループ全体および担当事業の監督、統括を適切に行うことができる人材であると判断したためであります。</p> <p>(注) 下牧純二氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<p><b>再任</b>      <b>社外</b></p> <p>か い の し ょ う      ま さ      あ き 甲 斐 荘      正 晃</p> <p>(1951年1月21日生)</p> <p><b>【社外取締役在任年数】</b> 4年</p> <p><b>【取締役会への出席状況】</b> 94% (16回/17回)</p>	<p>1976年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1996年4月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）退行</p> <p>1996年5月 SAPジャパン株式会社入社</p> <p>1999年9月 SAPジャパン株式会社退社</p> <p>株式会社日本ビジネスクリエイト入社</p> <p>2005年1月 株式会社日本ビジネスクリエイト退社</p> <p>ケイブレイン株式会社（現株式会社 KAINOSHO）代表取締役（現任）</p> <p>2011年4月 大妻女子大学短期大学部教授（現任）</p> <p>2012年6月 当社社外取締役（現任）</p>	1,000株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>甲斐荘正晃氏を社外取締役候補者とした理由は、経営学に精通した大学教授ならびに経営コンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と実績および見識に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および妥当性が確保されることを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は1976年4月から1996年4月まで、現在当社の借入先である株式会社三井住友銀行の前身である株式会社三井銀行に在籍しておりましたが、一貫してシステム関連部門に属しており、かつ当社は当時株式会社三井銀行との取引関係はないため、独立性を有する社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>(注) 1. 甲斐荘正晃氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 甲斐荘正晃氏は、社外取締役候補者であります。</p> <p>3. 当社は、甲斐荘正晃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>4. 当社は、甲斐荘正晃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。</p>		

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> </div> <p style="text-align: center;">日置政克 (1950年7月30日生)</p> <p style="text-align: center;">【社外取締役在任年数】 2年</p> <p style="text-align: center;">【取締役会への出席状況】 94% (16回/17回)</p>	<p>1975年4月 株式会社小松製作所入社</p> <p>2004年4月 同社執行役員</p> <p>2008年4月 同社常務執行役員</p> <p>2012年7月 同社顧問</p> <p>2014年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2014年11月 株式会社すき家本部社外取締役(現任)</p> <p>2015年4月 立命館大学大学院客員教授(現任)</p>	200株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>日置政克氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての豊富な経験と実績および見識に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および妥当性が確保されることを期待したためであります。</p> <p>(注) 1. 日置政克氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 日置政克氏は、社外取締役候補者であります。</p> <p>3. 当社は、日置政克氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>4. 当社は、日置政克氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">新任          社外</p> <p style="text-align: center;">おおむらとみとし 大村富俊 (1954年8月3日生)</p>	<p>1976年10月 会計士補登録</p> <p>1977年10月 監査法人不二会計事務所入所</p> <p>1980年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>1982年3月 公認会計士登録</p> <p>1989年12月 大村公認会計士事務所所長（現任）</p>	-株
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>大村富俊氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり公認会計士として培われた企業会計に関する知識を有しており、会計に関する専門家として、豊富な経験と実績および見識に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および適法性が確保されることを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>(注) 1. 大村富俊氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 大村富俊氏は、社外取締役候補者であります。</p> <p>3. 当社は、大村富俊氏が取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。</p> <p>4. 大村富俊氏が、社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> </div> 上田良樹 (1953年3月10日生)	1976年4月 三菱商事株式会社入社 2007年4月 同社 関西支社副支社長 2008年4月 同社 理事 2010年6月 三菱商事テクノス株式会社代表取締役社長執行役員 2011年6月 日本工作機械販売協会会長 2015年6月 三菱商事テクノス株式会社顧問 (現任)	一株
	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b>            上田良樹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、グローバル企業における機械関連事業の分野に長年従事した経験を有しており、会社経営においても精通されていることから、その豊富な経験と実績および見識に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および適法性が確保されることを期待したためであります。</p> <p>(注) 1. 上田良樹氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。            2. 上田良樹氏は、社外取締役候補者であります。            3. 当社は、上田良樹氏が取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。            4. 上田良樹氏が、社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。</p>		

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については予め監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が本総会にて原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ第2号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> </div> <small>とり</small> <small>うみ</small> <small>てつ</small> <small>ろう</small> <small>鳥</small> <small>海</small> <small>哲</small> <small>郎</small> (1950年8月3日生)	1979年4月 第二東京弁護士会登録 1979年4月 榊田江尻法律事務所勤務 1982年6月 ヴァンフーバーのレイ・コネル法律事務所入所 1983年5月 サンフランシスコのブロンソン・ブロンソン&マッキノン法律事務所入所 1985年1月 榊田江尻法律事務所パートナー弁護士 1993年4月 あさひ法律事務所パートナー弁護士 2007年4月 TMI総合法律事務所パートナー弁護士(現任)	一株
<p><b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b>            鳥海哲郎氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年の弁護士として培われた法律知識および海外法律事務所での勤務された経験を有しており、法律の専門家として、豊富な経験と実績および見識に基づき、当社グループの企業価値向上に向けたグローバル展開および新規分野への展開を図るにあたり、当社の経営の客観性、中立性および適法性が確保されることを期待したためであります。            なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>(注) 1. 鳥海哲郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。            2. 鳥海哲郎氏は、社外取締役候補者であります。            3. 当社は、鳥海哲郎氏が取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。            4. 鳥海哲郎氏が、社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。</p>		

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2011年6月18日開催の第41期定時株主総会において確定金額報酬（総額）として月額100百万円以内、および業績連動型報酬（総額）として支給対象たる事業年度における連結当期純利益\*の額に3%を乗じた額、さらに中期的な取組みと成果を勘案し、当該事業年度を含む直近4事業年度の連結当期純利益\*の額の平均額に3%を乗じた額を加算した額を上限とする額としてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、従前の取締役の報酬等の総額と同額となる、次に掲げる（1）確定金額報酬（総額）および（2）業績連動型報酬（総額）の合計額とさせていただきますと存じます。ただし、業績連動型報酬については社外取締役への支給はしないものといたします。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

### （1）確定金額報酬（総額）

月額100百万円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）月額100百万円以内）

### （2）業績連動型報酬（総額）

支給対象たる事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額に3%を乗じた額、さらに中期的な取組みと成果を勘案し、当該事業年度を含む直近4事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均額に3%を乗じた額を加算した額を上限とします。ただし、社外取締役への支給はしないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

※当連結会計年度より「親会社株主に帰属する当期純利益」を指しております。



## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、月額10百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以上

### (ご参考) 当社における社外取締役および社外監査役の独立性判断基準について

当社は、当社における社外取締役および社外監査役の独立性判断基準を以下のとおり定めます。当社において、以下の項目に該当する者は、独立性は有しないものと判断します。

1. 当社グループの現在の業務執行者ではなく、かつその就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年以内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことがある者）に於いては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社の業務執行者であった者
2. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
3. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家または弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は当該団体に所属する者）
5. 過去1年間に於いて、上記2. から4. のいずれかに該当していた者
6. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族
  - (a) 上記2. から5. に該当する者
  - (b) 当社グループの業務執行者
  - (c) 当社グループの非業務執行取締役（社外監査役を判定する場合に限る）
  - (d) 過去1年間に於いて、上記 (b) または(c) に該当していた者
7. 当社の現在の総議決権の10%以上の株式を保有する株主（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者）

#### ※業務執行者

会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人を含みます。非業務執行取締役、監査役は含みません。

#### ※当社の主要性、重要性の考え方

当社の意思決定に対して重要な影響を与えるとともに、株主を含むステークホルダーに対して重要な影響を与えうると考えられる者、法人等の団体、およびその業務執行者をいいます。

具体的には、当社の売上高の相当部分を占めている取引先や、当社グループの経営陣（取締役、執行役員等）をいいます。

(提供書面)

## 事業報告

(2015年4月1日から  
2016年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

###### 経済環境

当連結会計年度においては、中国をはじめとする新興国で経済成長が鈍化した一方、欧米を中心とした先進国がけん引役となり世界経済は緩やかな回復が続きました。日本では経済は緩やかな回復基調が続いたものの、輸出や生産など一部では弱い動きが見られました。

###### 売上高の概況

当社グループでは、LMガイドをはじめとした当社製品の市場を拡大すべく「グローバル展開」と「新規分野への展開」を成長戦略の柱として掲げています。グローバル展開においては、中国をはじめとした新興国ではFA (Factory Automation) の進展などを背景としてマーケットは成長し、先進国でもユーザーの裾野が広がる中、これらの需要を取り込むべくグローバルで販売網の拡充に努めています。新規分野への展開においては、医療機器や航空機、ロボット、再生可能エネルギーなど新たな分野で当社製品の採用が広がる中、従来品のみならず新規開発品の売上高の拡大を図っています。加えて、営業体制の強化やマーケティング戦略機能の強化により売上高の拡大に努めています。当連結会計年度においては、これまで強化してきた事業体制を活かしてグローバル規模で積極的な拡販に努めました。また、輸送用機器関連事業のさらなる拡大を目的として、当社グループは2015年8月31日にTRW Automotive Inc.から欧州および北米のL&S (リンケージ アンド サスペンション) 事業を譲り受け、THK RHYTHM AUTOMOTIVE (TRA) として4社を連結対象としました。これらに加え、為替が前期に比べて円安で推移したことなどから、連結売上高は前期に比べて227億9千9百万円 (10.5%) 増加し2,404億7千8百万円となりました。

## 利益の概況

コスト面では、将来の成長に向けた投資に伴う固定費の増加などにより、売上高原価率は前期に比べて2.6ポイント上昇し71.8%となりました。

販売費及び一般管理費については、売上高が増加する中でも各種費用の抑制や業務の効率化に努めた一方、事業譲受に伴う取得関連費用が14億8千7百万円発生したことなどにより、売上高に対する比率は前期に比べて0.8ポイント上昇し18.5%となりました。

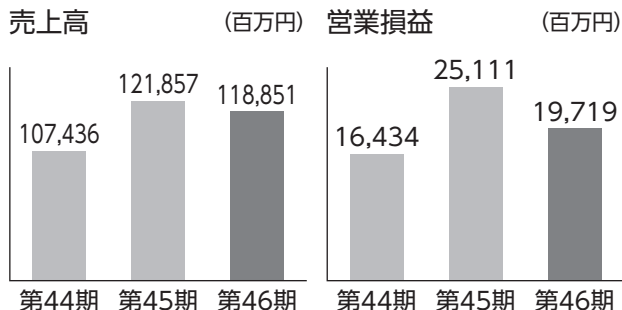
これらの結果、営業利益は前期に比べて52億1千8百万円（18.4%）減少し231億6千9百万円となり、売上高営業利益率は3.4ポイント低下し9.6%となりました。

営業外損益では、営業外収益は、持分法による投資利益が6億4千4百万円となったことに加え、受取利息が4億7百万円となったことなどにより、27億6千6百万円となりました。営業外費用は、期末にかけて円高が進行したことにより為替差損が57億1千6百万円となったことに加え、支払利息が4億2千6百万円となったことなどにより、67億9千5百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期に比べて148億9千万円（43.8%）減少し191億4千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は91億3千万円（40.2%）減少し135億7千5百万円となりました。

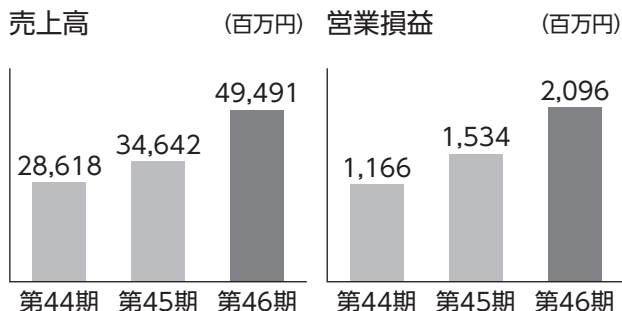
## セグメントの概況

### 日本



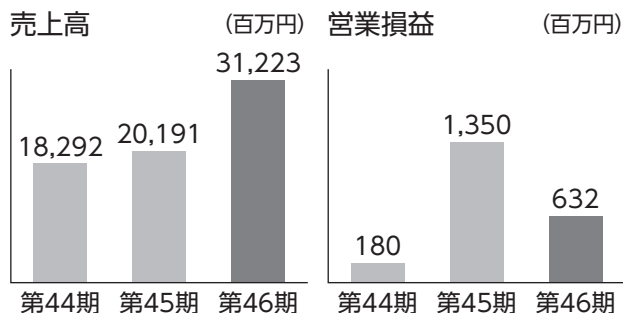
日本では、緩やかな回復基調が続いたものの、輸出や生産など一部では弱い動きが見られました。そのような中、当社においては積極的な営業活動を展開するとともに免震・制震装置など新たな市場の開拓に努めましたが、スマートフォンなどに関わる投資に牽引されていた小型工作機械向けやエレクトロニクス関連の需要が減少したことなどにより、売上高は前期に比べて30億6百万円（2.5%）減少し1,188億5千1百万円となりました。利益面では、主に売上高の減少に加えて将来の成長に向けた施策に伴う各種費用の増加などにより、セグメント利益（営業利益）は前期に比べて53億9千1百万円（21.5%）減少し197億1千9百万円となりました。

### 米州



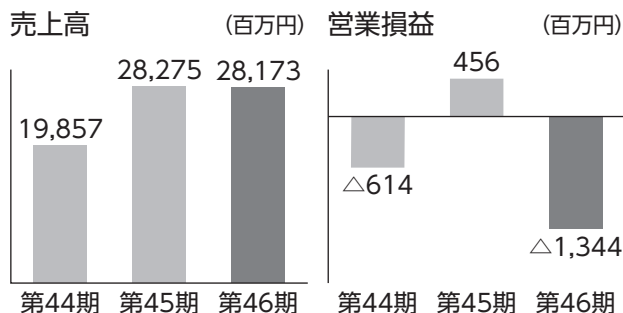
米州では、輸出や設備投資など一部に弱い動きが見られた一方、堅調な個人消費が牽引し経済成長は回復が続きました。そのような中、当社においては製販一体となって既存顧客の深耕を図るとともに、医療機器や航空機、エネルギー関連など新規分野の開拓に努めた結果、一般機械や輸送用機器向けなどにおいて売上高を増加させることができました。さらに米州地域のTRA 2社を連結対象とし、加えて、為替が前期に比べて円安で推移したことなどにより、売上高は前期に比べて148億4千8百万円（42.9%）増加し494億9千1百万円、セグメント利益（営業利益）は5億6千2百万円（36.7%）増加し20億9千6百万円となりました。

欧州



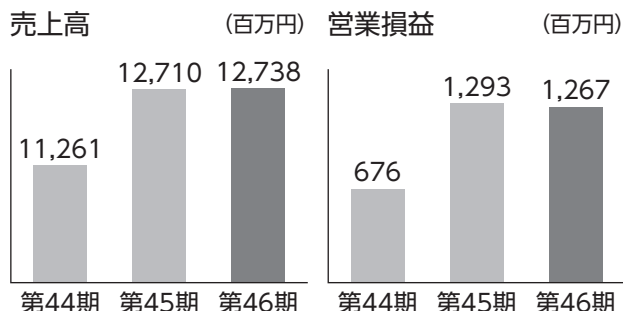
欧州では、経済に緩やかな回復の動きが見られる中、当社においては製販一体となって既存顧客の深耕を図るとともに、航空機や鉄道車両、家財、宇宙防衛関連など新規分野を開拓すべく積極的な営業活動を展開しました。それらの結果、工作機械向けなどにおいて売上高を増加させることができました。加えて、欧州地域のTRA 2社を連結対象としたことなどにより、売上高は前期に比べて110億3千1百万円（54.6%）増加し312億2千3百万円となりました。一方、利益面では、将来の成長に向けた施策を積極化させたことなどにより、セグメント利益（営業利益）は前期に比べて7億1千8百万円（53.2%）減少し6億3千2百万円となりました。

中国



中国では、賃金の上昇や人手不足などを背景にFAが進展し当社製品への需要の裾野が着実に広がる中、これまで強化してきた販売網を活かし積極的な営業活動を展開しました。しかしながら、為替が前期に比べて円安で推移した一方、中国経済の成長の鈍化を背景とした需要全般の減少に加えてスマートフォンに関連した小型工作機械向けの需要の減少などにより、売上高は前期に比べて1億2百万円（0.4%）減少し281億7千3百万円となりました。利益面では、将来の成長に向けて投資を積極化させてきたことなどにより、前期に比べて18億1百万円減少し、セグメント損益（営業損益）は13億4千4百万円の損失となりました。

## その他



その他では、アセアンにおいてはカスタマーサポートセンターを設置し、インドでも新たに販売拠点を開設するなど販売網の拡充を進める中、既存顧客の深耕を図るとともに新規顧客を開拓すべく積極的な営業活動を展開しました。しかしながら、一部地域で中国における経済成長の鈍化の影響を受けたことなどにより、売上高は前期に比べて2千8百万円（0.2%）増加し127億3千8百万円、セグメント利益（営業利益）は2千5百万円（2.0%）減少し12億6千7百万円となりました。

## 研究開発の概況

当社グループは、独創的な発想と独自の技術により、世にない新しいメカニズムを提案し、広く社会に貢献することを基本理念としています。現在の研究開発活動におけるメインテーマとして、Ecological、Economical、Endlessをキーワードとした「E<sup>3</sup>(キュービックE)コンセプト」を掲げ、研究開発に取り組んでいます。

当社グループの研究開発活動は、2005年に設立されたテクノセンターを新製品の研究開発拠点に、基幹のLMシステムに加えてメカトロ、民生、輸送用機器市場をターゲットにタスクフォースとして研究開発活動に取り組んでいます。さらに、海外では中国において2012年よりR&Dセンターが本格的に開発活動を開始し、当連結会計年度には新たに連結子会社となったTHK RHYTHM AUTOMOTIVEのドイツの研究開発部門を加えるなど、世界の多様化するニーズに即した最適地での製品開発体制の構築を進めています。

当連結会計年度においては、LMガイドでは静圧案内に匹敵する高精度を実現したボールリテーナ入りLMガイド「SPR/SPS形」およびローラーリテーナ入りLMガイド「SRG形」に小型タイプを拡充し、検査装置や半導体製造装置を主なターゲットとして転がり案内の市場開拓を進めています。ボールねじでは、2014年度にリリースしてご好評を頂いているDIN規格準拠の「SDA-V形」に大リードタイプを拡充し、機械装置の

さらなる高速化に貢献することが可能となりました。さらにリニアブッシュと同等のナット寸法であるコンパクトボールスプライン「LT/LF-X/XL形」を開発し、装置のコンパクト化、高剛性化、高速化を提案しています。アクチュエータ関連では、高タクト化に対応したコンパクトシリーズ「KSF形」のラインナップを拡充し、小型から大型までサイズバリエーションを揃えることにより幅広いニーズに対応できるようになりました。また、クリーンルームでの使用を想定し、「KSF形」をベースとした高タクト対応のクリーンシリーズ「CKSF形」をリリースしました。リニアモータシリーズでは「CCM/CCR形」に市場から要望の多い本体一体型のブレーキ機構をオプションに追加しました。さらに、機械装置における電動化ニーズの高まりにお応えすべくグリッパタイプのエコノミーシリーズ「EG形」、回転テーブルタイプのエコノミーシリーズ「ET形」を開発するなど、直動製品や直動製品に組み合わせる使用用途の製品群の開発により新たな市場の開拓ができるようになりました。加えて、制御機器においては、サーボドライバコントローラ「TLC/THC形」、ネットワークユニット「TNU形」およびリニアモータアクチュエータ用サーボドライバ「XD/MD形」に新機能を追加したソフトウェアを開発するなど、お客様の使いやすさを追求した製品の開発に努めました。

新規分野の展開としては、免制震、再生可能エネルギー、航空機、医療機器、映像機器、ロボットなどの分野において、市場の開拓ならびに拡販に向けた製品開発に注力しました。免制震分野では、内閣府で新たに定義を設定して対策を進めている“巨大地震による長周期地震動”に対応可能な高速仕様の制震ダンパーの開発を進めています。再生可能エネルギー分野では、既設の風力・水力発電装置の稼動データをもとに開発した最適な部品を搭載した風力発電装置用低トルクシャフトユニットの量産販売を推進しています。水力発電では、2014年に開始した農業用水路を用いた実証実験を引き続き実施しています。太陽光発電では、産学連携で太陽追尾架台の実証実験を進めながら、小型架台や要素部品の研究開発に取り組んでいます。航空機分野では、大手航空機メーカーとの内装関連の共同開発や、当社製品ならではの滑らかに動く特性を活かした座席の旋回部、リクライニング機構やテーブルのスライド部に適した製品をリリースしました。医療機器分野では、高い信頼性と品質が求められる各種分析装置、計測装置用の製品開発に取り組まれました。映像機器分野では、高解像度・高輝度のニーズにお応えすべく高精度・高剛性ユニットの開発に取り組まれました。ロボット分野では、産業用として上体ヒューマノイドロボットの周辺技術を構築しつつ市場への展開を図っています。加えて、サービスロボット向けとして、ロボットテクノロジーシステムの要素部品群「SEED Solutions」において、小型分散多軸コントローラドライバ「SEED」、シンプルアクチュエータ「SEED+PicSel」、ロボットハンド「TRX形」を新たにラインナップ

に加えました。なお、「SEED Solutions」をはじめとする当社製品は、2015年にアメリカ国防高等研究計画局が主催した災害救助ロボットコンテスト「DARPA Robotics Challenge」に出場した多くのロボットに採用されました。

#### 営業・生産体制の概況

当社グループは、日本、米州、欧州、アジアの4極において、現地で生産して販売するという「需要地における製販一体体制の構築」を積極的に進めています。

営業面では、先進国はもとより、とりわけ中長期的な需要の増加が見込まれる中国やインド・アセアン地域においても販売網の拡充を図りました。そのような中、インドではアーメダバード、チェンナイ、デリーに新たに販売拠点を3拠点新設し、販売網のさらなる拡充に努めました。

生産面では、各地域においてロボット化・自動化の推進などによりさらなる生産性の向上に努めました。中長期的な需要の拡大が見込まれる中国では、大連THKを移転・拡張し、生産能力の強化を図りました。さらに、輸送用機器関連事業のさらなる拡大を目的として、2015年8月にTRW Automotive Inc.から欧州および北米のL&S（リンケージ アンド サスペンション）事業を譲り受け、アメリカ、カナダ、ドイツ、チェコの4カ国、計6工場が生産体制に加わりました。

#### 期末配当

現状では、当社の業績が変動性のある産業界の設備投資動向の影響を受けていることを踏まえ、配当につきましては、安定的な配当の実施を基本としつつも、中期的な業績に応じた柔軟な利益還元を努めてまいり所存です。そのような考えのもと、当期の業績も勘案し、期末配当については、当社普通株式1株につき金25円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金25円を含めました年間配当金は、1株につき金50円となります。



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、16,370百万円であり、その主なものは生産設備の増強、品質向上等を図るための建物および加工設備等への投資で、各拠点における主な投資額はそれぞれ次のとおりであります。

国内拠点	THK株式会社	
	山口工場	2,455百万円
	山形工場	1,872百万円
	甲府工場	860百万円
	THKリズム株式会社	742百万円
	THK新潟株式会社	395百万円
海外拠点	大連THK瓦軸工業有限公司(中国)	1,336百万円
	THK Manufacturing of America, Inc. (アメリカ)	1,268百万円
	THK RHYTHM MEXICANA,S.A. DE C.V. (メキシコ)	756百万円

## ③ 資金調達の状況

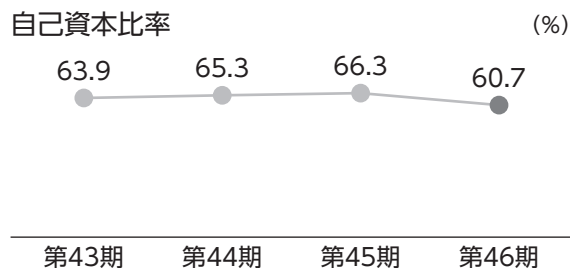
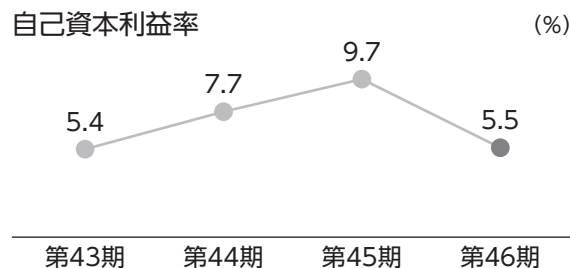
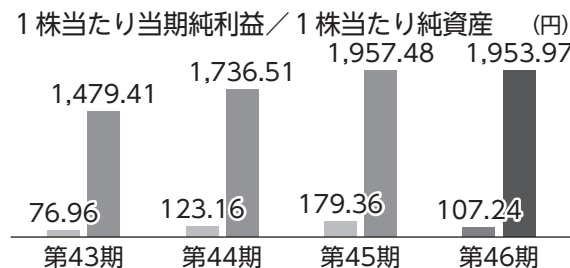
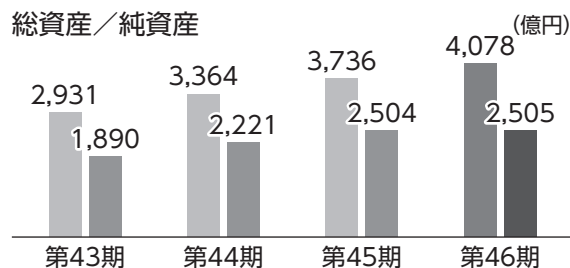
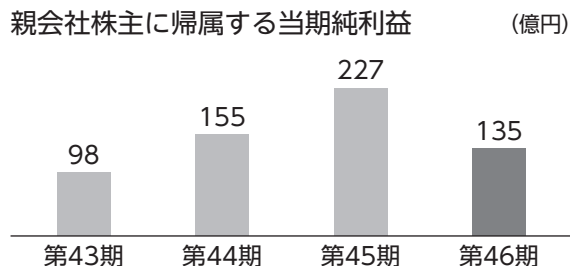
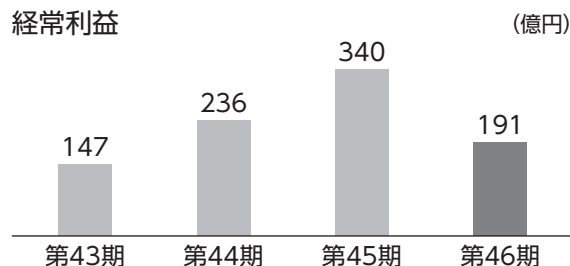
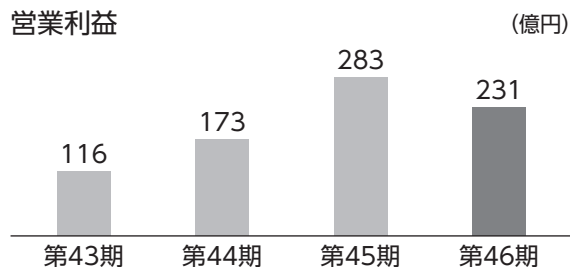
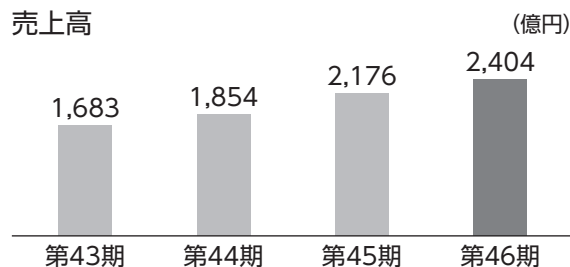
当連結会計年度における資金調達は、長期借入金による22,534百万円および普通社債の発行による10,000百万円となります。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額 (総額)	利率(%)	償還期限
THK株式会社	第10回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2015年10月23日	10,000百万円	0.296	2020年10月23日

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額15,000百万円の特定融資枠契約を締結しております。

## (2) 財産および損益の状況の推移

### 連結業績推移グラフ



## ① 企業集団の財産および損益の状況（連結）

区 分	第 43 期 (2013年3月期)	第 44 期 (2014年3月期)	第 45 期 (2015年3月期)	第 46 期 (2016年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	168,366	185,466	217,678	240,478
営業利益 (百万円)	11,692	17,370	28,388	23,169
経常利益 (百万円)	14,765	23,618	34,031	19,140
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,808	15,590	22,705	13,575
総資産 (百万円)	293,145	336,416	373,610	407,808
純資産 (百万円)	189,058	222,148	250,498	250,540
1株当たり当期純利益 (円)	76.96	123.16	179.36	107.24
1株当たり純資産 (円)	1,479.41	1,736.51	1,957.48	1,953.97
自己資本利益率 (ROE) (%)	5.4	7.7	9.7	5.5
自己資本比率 (%)	63.9	65.3	66.3	60.7

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算出に際して、期中平均の発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数から自己株式を控除しております。

## ② 当社の財産および損益の状況（個別）

区 分	第 43 期 (2013年3月期)	第 44 期 (2014年3月期)	第 45 期 (2015年3月期)	第 46 期 (2016年3月期) (当事業年度)
売上高 (百万円)	104,567	111,913	132,786	126,127
営業利益 (百万円)	9,825	13,808	21,899	17,925
経常利益 (百万円)	12,053	18,790	27,378	16,068
当期純利益 (百万円)	8,018	12,255	17,585	11,855

### (3) 主要な事業内容（2016年3月31日現在）

当社グループは、LMガイドやボールねじなどの機械要素部品と、リンクボールやサスペンションボールジョイントなどの輸送用機器要素部品を製造・販売しています。主要ユーザーは工作機械や一般機械、半導体製造装置をはじめとする産業用機械メーカーと、自動車や二輪車などをはじめとする輸送用機器メーカーです。さらに、「需要地生産こそが最適地生産」であるとの考えのもと、日本・米州・欧州・アジアの世界4極において「需要地における製販一体体制」の構築に努めております。

主力製品であるLMガイドは、機械装置などの直線運動部分を「ころがり」化することにより、「すべり」運動に比べて軽く、正確に動かすことができます。このような特性から、機械装置の高速化や高精度化、省エネルギー化を実現し、産業界の発展に寄与するとともに、地球環境保護にも貢献しております。

### (4) 対処すべき課題

現状では、当社の業績は、変動性のある産業界の設備投資動向の影響を受けております。その事業リスクを緩和し中長期的な成長へと繋げるべく、これまで「グローバル展開」と「新規分野への展開」によってビジネス領域を拡大してまいりました。

グローバル展開では、日本国内では当社グループの「LMガイド」をはじめとした直動システムの認知度は高く、市場シェアも高水準で推移する一方、海外では普及率が日本国内に比べて低いことから、まだ多くの潜在需要が存在すると考えております。とりわけ中国をはじめとした新興国においては、先進国と比べて高い経済成長が続き、今後さらなるFAの進展が見込まれる中、中長期的に当社製品の需要が大幅に増加すると考えております。

新規分野への展開では、LMガイドを中心とした製品群の現在の主な顧客は資本財メーカーですが、自動車や航空機、住宅、医療機器、再生可能エネルギーといった消費財に近い分野においても膨大な需要が存在すると考えております。

これらの需要を取り込むべく、グローバル展開と新規分野への展開によるビジネス領域の拡大を加速させるとともに、収益性の向上や財務体質の強化を推進し、企業価値の増大を図ってまいります。

## (5) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
THKインテックス株式会社	100百万円	100 %	機械要素装置および同部品の製造
トークシステム株式会社	400百万円	99.00	機械要素部品等の販売
THKリズム株式会社	490百万円	100	輸送用機器関連部品の製造・販売
THK Holdings of America, L.L.C.	120,000千米ドル	100	北米における持株統括会社
THK America, Inc.	20,100千米ドル	100 (100)	北米における当社製品の販売
THK Manufacturing of America, Inc.	75,000千米ドル	100 (100)	北米における機械要素部品の製造
THK RHYTHM NORTH AMERICA CO., LTD.	66千米ドル	100 (100)	北米における輸送用機器関連部品の製造・販売
THK RHYTHM AUTOMOTIVE MICHIGAN CORPORATION	70,000千米ドル	100	北米における輸送機器関連部品の製造・販売
THK RHYTHM AUTOMOTIVE CANADA LIMITED	50,000千カナダドル	100	北米における輸送機器関連部品の製造・販売
THK Europe B.V.	90,000千ユーロ	100	欧州における持株統括会社
THK GmbH	1,000千ユーロ	100 (100)	欧州における当社製品の販売
THK Manufacturing of Europe S.A.S.	72,040千ユーロ	100 (100)	欧州における機械要素部品の製造
THK RHYTHM AUTOMOTIVE GmbH	1,000千ユーロ	100	欧州における輸送機器関連部品の製造・販売
THK RHYTHM AUTOMOTIVE CZECH a.s.	335,479千 チェコ・コルナ	100	欧州における輸送機器関連部品の製造・販売
THK (中国) 投資有限公司	2,079,652千人民元	100	中国における持株統括会社・機械要素部品の販売
大連THK瓦軸工業有限公司	420,997千人民元	70.00 (25.00)	中国における機械要素部品の製造・販売
THK (無錫) 精密工業有限公司	806,494千人民元	100 (100)	中国における機械要素部品の製造
THK (遼寧) 精密工業有限公司	848,827千人民元	100 (100)	中国における機械要素部品の製造
蒂業技凱力知茂 (広州) 汽车配件有限公司	91,498千人民元	100 (100)	中国における輸送用機器関連部品の製造・販売
蒂業技凱力知茂 (常州) 汽车配件有限公司	135,391千人民元	100 (71.43)	中国における輸送用機器関連部品の製造・販売
THK RHYTHM (THAILAND) CO., LTD.	350,000千バーツ	100 (100)	その他アジアにおける輸送用機器関連部品の製造・販売

(注) 議決権比率のカッコ書き (内書き) は間接所有持分となっております。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三益THK株式会社	10,500百万ウォン	33.82%	韓国における機械要素部品の製造・販売

## ③ 企業結合の経過

- イ. 当社グループは2015年8月31日にTRW AUTOMOTIVE Inc.から欧州および北米のL&S（リンケージ アンド サスペンション）事業を譲り受け、THK RHYTHM AUTOMOTIVE MICHIGAN CORPORATION、THK RHYTHM AUTOMOTIVE CANADA LIMITED、THK RHYTHM AUTOMOTIVE GmbH、THK RHYTHM AUTOMOTIVE CZECH a.s.の4社を連結対象としております。

受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	12,644百万円
固定資産	34,988百万円
資産合計	47,632百万円
流動負債	8,833百万円
固定負債	2,702百万円
負債合計	11,536百万円

被取得企業の取得原価、取得した事業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	49,330百万円
取得原価		49,330百万円

発生したのれんの金額

13,235百万円

- ロ. THK（中国）投資有限公司は2015年8月に増資を行い、資本金は2,079,652千人民元となりました。
- ハ. 大連THK瓦軸工業有限公司は2015年9月に増資を行い、資本金は420,997千人民元となりました。

(6) 主要な営業所および工場等 (2016年3月31日現在)

本 社	東京都品川区西五反田三丁目11番6号
生産拠点 (国内工場)	甲府工場 (山梨県中央市)、岐阜工場 (岐阜県不破郡) 三重工場 (三重県松阪市)、山口工場 (山口県山陽小野田市) 山形工場 (山形県東根市) THKインテックス株式会社 (静岡県駿東郡、宮城県黒川郡) THK新潟株式会社 (新潟県阿賀野市) THKリズム株式会社 (静岡県浜松市、大分県中津市)
生産拠点 (海外工場)	THK Manufacturing of America, Inc. (アメリカ) THK RHYTHM NORTH AMERICA CO., LTD. (アメリカ) THK RHYTHM AUTOMOTIVE MICHIGAN CORPORATION (アメリカ) THK RHYTHM AUTOMOTIVE CANADA LIMITED (カナダ) THK Manufacturing of Ireland Ltd. (アイルランド) THK Manufacturing of Europe S.A.S. (フランス) THK RHYTHM AUTOMOTIVE GmbH (ドイツ) THK RHYTHM AUTOMOTIVE CZECH a.s. (チェコ) 大連THK瓦軸工業有限公司 (中国) THK (無錫) 精密工業有限公司 (中国) THK (遼寧) 精密工業有限公司 (中国) 蒂業技凱力知茂 (広州) 汽車配件有限公司 (中国) 蒂業技凱力知茂 (常州) 汽車配件有限公司 (中国) THK RHYTHM (THAILAND) CO., LTD. (タイ)
営業拠点 (国内)	当社 全国29拠点 トークシステム株式会社 全国15拠点
営業拠点 (海外)	THK America, Inc. (アメリカ) THK GmbH (ドイツ) THK (中国) 投資有限公司 (中国) THK TAIWAN CO., LTD. (台湾) THK LM SYSTEM Pte. Ltd. (シンガポール)
研究拠点 (国内)	テクノセンター (東京都大田区)
研究拠点 (海外)	THK (中国) 投資有限公司 R&Dセンター (中国) THK RHYTHM AUTOMOTIVE GmbH (ドイツ)

## (7) 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
日 本	4,833名	49名増
米 州	1,886名	1,030名増
欧 州	1,772名	1,174名増
中 国	2,664名	25名減
そ の 他	599名	32名増
合 計	11,754名	2,260名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 前連結会計年度末比増減には、2015年8月31日に連結対象としたTHK RHYTHM AUTOMOTIVEの増加分（米州899名増・欧州1,178名増）を含みます。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,386名	33名増	39.7歳	17.8年

- (注) 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	17,320百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,760
株式会社三井住友銀行	3,053
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,600
みずほ信託銀行株式会社	500
三井住友信託銀行株式会社	400
株式会社山口銀行	350
株式会社りそな銀行	300
株式会社山梨中央銀行	250



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2016年3月31日現在)

- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数                     | 465,877,700株 |
| ② 発行済株式の総数 (自己株式7,266,012株を含む) | 133,856,903株 |
| ③ 株主数                          | 20,154名      |
| ④ 大株主 (上位10名)                  |              |

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,385千株	5.04%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	4,009	3.16
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	3,941	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,901	3.08
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	3,854	3.04
寺 町 彰 博	3,647	2.88
エ フ テ イ シ ー 株 式 会 社	2,774	2.19
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE - SSD00	2,397	1.89
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN VALUE EQUITY CONCENTRATED FUND A SERIES OF 620135	2,115	1.67
THE BANK OF NEW YORK 132812	2,063	1.62

- (注) 1. 当社は自己株式を7,266,012株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況 (2016年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 町 彰 博	一般社団法人日本工作機器工業会会長
取締役副社長	寺 町 俊 博	
取締役副社長	今 野 宏	
取 締 役	楨 信 之	常務執行役員 輸送機器本部長
取 締 役	大久保 孝	常務執行役員 THK (中国) 投資有限公司副董事長
取 締 役	坂 井 淳 一	執行役員 品質保証統括部長 I C B センター長
取 締 役	寺 町 崇 史	執行役員 I M T 事業部副事業部長 THKインテックス株式会社代表取締役社長
取 締 役	甲斐莊 正 晃	株式会社 K A I N O S H O 代表取締役 大妻女子大学短期大学部教授
取 締 役	日 置 政 克	株式会社すき家本部社外取締役 立命館大学大学院客員教授
常勤監査役	木 内 秀 行	
常勤監査役	五十嵐 一 則	
監 査 役	渡 邊 瀨 夫	税理士
監 査 役	米 正 剛	森・濱田松本法律事務所 (パートナー/弁護士) G C A サヴィアン株式会社社外取締役 テルモ株式会社社外取締役 株式会社バンダイナムコエンターテインメント社外監査役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。  
2015年6月20日開催の第45期定時株主総会において、楨信之氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役甲斐莊正晃氏および同日置政克氏は、社外取締役であります。
3. 監査役渡邊瀨夫氏および同米正剛氏は、社外監査役であります。
4. 監査役渡邊瀨夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、取締役甲斐莊正晃氏、同日置政克氏および監査役渡邊滯夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は、以下のとおりであります。

(2016年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	林田哲也	THK Europe B.V.代表取締役社長 THK GmbH代表取締役社長 THK France S.A.S.代表取締役社長 THK Manufacturing of Europe S.A.S.代表取締役社長 THK Manufacturing of Ireland Ltd.代表取締役社長
常務執行役員	下牧純二	営業本部長
常務執行役員	澤田雅人	輸送機器本部副本部長 THKリズム株式会社取締役副会長
常務執行役員	星野京延	IMT事業部長 THKインテックス株式会社取締役副会長
常務執行役員	神戸昭彦	生産本部長 営業支援本部長
常務執行役員	星出薫	技術本部長
常務執行役員	杉田正樹	THK Holdings of America, L.L.C.代表取締役社長 THK America, Inc.代表取締役社長
執行役員	木下直樹	THK (中国) 投資有限公司総経理
執行役員	菅原伸昭	経営戦略本部副本部長 事業戦略特命本部長
執行役員	桑原淳一	ACE事業部長
執行役員	山田幸男	営業本部副本部長 海外営業統括部長
執行役員	伊藤栄	リスク管理室長
執行役員	村本等	THKリズム株式会社代表取締役社長
執行役員	星野恭敏	経営戦略本部副本部長

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役につきましては1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、各社外監査役につきましては500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度のいずれか高い額を限度としております。なお、上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がなかったときに限られます。

## ③ 取締役および監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	456百万円 (30)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	63 (21)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	519 (51)

- (注) 1. 株主総会決議による取締役報酬限度額は月額100百万円以内であり、かつ使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。(2011年6月定時株主総会決議)
2. 株主総会決議による監査役報酬限度額は月額10百万円以内であります。(2004年6月定時株主総会決議)
3. 上表の他に、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額1百万円があります。
4. 上表の他に、株主総会決議に基づく退職慰労金の未払残高が、取締役2名に対して742百万円あります。  
なお当該未払残高は、2004年6月26日をもちまして役員退職慰労金制度を廃止し、同日の定時株主総会において、制度廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給をご決議いただいております。
5. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。
6. 上表の報酬等の額には、当事業年度における業績連動型報酬の支給予定額100百万円(取締役100百万円)が含まれております。

## ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役甲斐荘正晃氏は、株式会社KAINOSHOの代表取締役および大妻女子大学短期大学部の教授であります。当社と株式会社KAINOSHOおよび大妻女子大学短期大学部との間には特別の関係はありません。

- ・取締役日置政克氏は、株式会社すき家本部の社外取締役および立命館大学大学院客員教授であります。当社と、株式会社すき家本部および立命館大学大学院との間には特別の関係はありません。
- ・監査役米正剛氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー、G C A サヴィアン株式会社およびテルモ株式会社の社外取締役、株式会社バンダイナムコエンターテインメントの社外監査役であります。当社は、当連結会計年度において森・濱田松本法律事務所およびG C A サヴィアン株式会社との間でTRW Automotive Inc.(現在はZF Friedrichshafen AGのグループ企業)からの欧州および北米のL&S (リンケージアンド サスペンション) 事業譲り受け等に関するアドバイザー契約にかかる取引がありますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であります。当社と、テルモ株式会社および株式会社バンダイナムコエンターテインメントとの間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外取締役	甲斐 正晃	94% (16回/17回)	—	経営学に精通した大学教授および経営コンサルティング会社の経営者としての豊富な経験と幅広い知識、見識に基づき発言を行っております。
社外取締役	日置 政克	94% (16回/17回)	—	グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての豊富な経験と幅広い知識、見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	渡邊 滸夫	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)	税務会計に精通した税理士としての豊富な経験と幅広い知識、見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	米 正剛	100% (17回/17回)	92% (13回/14回)	企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い知識、見識に基づき発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 太陽有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	96百万円
2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	96百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別等の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

#### ③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、THK Holdings of America, L.L.C.、THK America, Inc.、THK Manufacturing of America, Inc.、THK RHYTHM NORTH AMERICA CO., LTD.、THK Europe B.V.、THK GmbH、THK Manufacturing of Europe S.A.S.、THK (中国) 投資有限公司、大連THK瓦軸工業有限公司、THK (無錫) 精密工業有限公司、THK (遼寧) 精密工業有限公司および蒂業技凱力知茂 (広州) 汽车配件有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

#### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

##### 【内部統制システムの基本方針】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本方針は、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、2015年6月20日開催の取締役会において決議したものであります。

- ① 当社グループにおける取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「THKの基本方針」、「THKグループ行動憲章」を制定し、周知する。代表取締役社長は繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、「THKの基本方針」、「THKグループ行動憲章」を印刷した小冊子「THKグループ社員心得」をグループ会社の全役職員に配布し、法令遵守と企業倫理の浸透を図る。さらに、法令遵守と企業倫理をあらゆる企業活動の基本とするため、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会及びその下部組織として、各業務部門の代表をメンバーとするコンプライアンス部会を設置する。コンプライアンス委員会は、社外の専門家もそのメンバーに加え、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と改善指示を行う。法令上疑義のある行為等について、役職員が、顕名又は匿名で、社内の担当部署及び社外の専門家にも直接情報提供を行うことができる手段として、「THKヘルプライン」を設置、運用する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧することができる。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出管理、新型インフルエンザ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理室がこれを行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定める。また、当社グループは、大規模な地震が発生したときに事業の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を策定し、役職員に周知する。なお、当社の内部監査室は、当社グループ各社のリスク管理体制に関して監査を実施する。

④ 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく3事業年度を期間とする連結ベースでの中期経営計画を定める。なお、当社は、執行役員制度を導入することで当社の取締役会による経営監督機能の向上を図り、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定、業務執行の迅速化を図り、その目標達成のために各部門の具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。取締役会は、月次及び四半期ごとの進捗状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、当社グループは、当社グループ共通の会計システム及びグループファイナンス（キャッシュマネジメントシステム）を導入し、連結決算作業の早期化、資金管理の効率化を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署としてリスク管理室を設けるとともに、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社取締役及び当社グループ各社の社長は、各部門の内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。また、当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社取締役会及び当社グループ各社の社長に報告するとともに、内部統制に関する事項についてはリスク管理室に報告する。リスク管理室は、内部監査室からの報告を受けて、必要に応じて当社グループ各社に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援、助言を行う。また、財務報告の信頼性を確保する体制としては、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制規程」を設け、整備及び運用を行う。

⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社は、定期的に当社グループの取締役及び執行役員等の責任者が出席する「グローバル経営戦略会議」を開催し、当社グループの取締役及び執行役員等の責任者から事業の状況及び重要な事項について報告を受ける。また、当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に対し当社への定期的な報告を義務づけている。



- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性、及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社グループにおける取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
当社は、当社の役職員が、監査役に対して、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、THKヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告者、報告受領者、報告の時期等の報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとするが、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び重大な法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、使用人等から監査役に直接報告することができるものとする。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、役職員に対し、監査役へ直接報告等をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑪ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役と代表取締役社長及びその他の取締役、執行役員との間の定期的な意見交換会を開催し、緊密な連携を図る。また、監査役は、子会社の監査役との定期的な会合を開き、子会社の監査役との緊密な連携を図る。  
監査役会は、「監査役会規則」に基づき、会計監査人、取締役、執行役員、内部監査室およびリスク管理室等の使用人に対して内部統制に係る報告を求めることができる。  
内部監査室は、監査役の監査に協力する。

## 【内部統制システムの運用状況】

- ① 当社グループにおける取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
当社は、「THKの基本方針」「THKグループ行動憲章」を制定し、当社グループの役員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するよう小冊子「THKグループ社員心得」を配布するなどその周知、教育、指導を行っております。また、当社は、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を当連結会計年度においては、計4回開催し、コンプライアンス体制の整備運用状況を把握し、さらなる向上を図っております。加えて当社は、THKヘルプライン規程を定め、THKヘルプラインを設置し、運用しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
当社は、「文書管理規程」に従い、「取締役会議事録」等の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存しております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、事業上のリスクに対処すべく、規則・ガイドライン、マニュアルを策定しております。当社のリスク管理室は、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行っており、災害や事故等の不測の事態が発生した場合には、速やかに情報収集を行い、関係部門への周知及び指示を出しております。また、当社は、事業継続計画（BCP）を策定し、適正な備蓄や定期的な訓練を行っております。
- ④ 当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、当事業年度において取締役会を計17回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行っており、2017年3月期を最終年度として取締役会が策定した中期経営計画の進捗についても、取締役会及び執行役員会等を通じて、把握し、監督しております。また、当社は、連結決算作業の早期化、資金管理の効率化を図るべく、当社グループ共通の会計システム及びグループファイナンス（キャッシュマネジメントシステム）の導入を進めております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社のリスク管理室は、当社グループの内部統制の整備及び運用を促すとともに、内部統制に関する情報を収集し、効率的に協議、情報の共有化、指示・要請の伝達を行っております。また、当社の内部監査室は、当社グループの内部監査にて、業務の執行活動がその目的に適合し、かつ効率的・合法的に実施されているかを監査し、代表取締役社長に報告しております。また、当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、整備及び運用を行っております。

- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制  
当社は、当社グループの取締役及び執行役員が出席するグローバル経営戦略会議及び執行役員会を当連結会計年度では計12回開催し、当社グループ全体の事業の状況及び重要な事項について報告を受けております。また、「関係会社管理規程」を定め、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を収集しております。
- ⑦ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性、及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社は、監査役が内部監査室所属の職員に監査業務に必要な作業等を指示することができるものとし、監査役から当該指示を受けた職員は当該指示に基づく作業等の実施に関して、取締役や内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑧ 当社グループにおける取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
当社は、「THKヘルプライン」を通じて受けつけた内部通報の内容を、代表取締役社長のほか当社の監査役も出席しているコンプライアンス委員会に報告しております。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、「THKヘルプライン規程」を定め、当社の役職員が内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用について予算を設け、監査役が当社に対し請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役と代表取締役社長及びその他の取締役、執行役員との間の意見交換会を、当連結会計年度では代表取締役社長を含む全取締役及び全執行役員と実施しております。加えて当社グループ監査役会を計12回開催し、当社グループの監査役との緊密な連携を図っております。また、当社は、当社の監査役が「監査役会規則」に基づき、会計監査人、取締役、執行役員、内部監査室及びリスク管理室等の使用人に対して内部統制に係る報告を求めることができるようにしております。

## (5) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当会社の反社会的勢力排除に向けた体制を以下のとおり整備しております。

- イ. 当社は、「THKの基本方針」において「反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応」することを宣言しております。
  - ロ. 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、特防連）に加盟し、特防連等の主催する月例会等で情報を収集するとともに、経営戦略本部で情報の一元管理を行っております。
  - ハ. 当社は、反社会的勢力から不当要求があった場合には、経営戦略本部及びリスク管理室が対応することとしております。その際、所轄の警察署等と連携をとりながら、特防連の講習等に参加した経営戦略本部及びリスク管理室の職員が対応し、必要に応じて顧問弁護士を通じて法的手段に訴える等して断固とした姿勢で対応することとしております。
- 二. 当社は、反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力との取引等排除に関する覚書を締結するように努めております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「世にない新しいものを提案し、世に新しい風を吹き込み、豊かな社会作りに貢献する」との経営理念のもと、「1. 価値創造と社会貢献、2. 顧客志向、3. 法令等の遵守」の3つの方針から成る「THKの基本方針」を制定し、社内全ての規程、行動規範に優先する根本規範と位置づけております。

この方針のもと、当社は、社会から供給される様々な経営資源を活用し、社会に貢献できる価値を創造すべく、事業を営んでおります。すなわち、当社は、創造開発型企业として独創的な製品開発や独自の生産技術等をもとに企業価値の増大を目指す一方で、公正かつ安全に事業を遂行し、お取引先や株主様、地域社会とのより良い関係づくりに努め、また、環境保全や適時・適正かつ公平な情報開示等、社会の一員としての責任を果たすことを使命と考えております。当社は、こうした使命を果たしてこそ、真に企業価値の向上・株主共同の利益を実現しうるものと確信しております。

また、当社はお客様志向で常に考え、誠実な心で接し、最高の製品とサービスを提供し、お客様の信頼を得ることを目指しております。そうすることによって、株主様をはじめとするその他の全てのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることになり、その結果として、適正な利益を上げることができると考えているからであります。当社は、このようにして利益を得てはじめて企業として存続することができ、その利益の中から新しい投資を行ったり、新しい製品やサービスを創造することによって、さらにお客様からの信頼を得ることができると考えております。

当社はこれまで、こうした考えに基づいて、独創的な技術とお客様志向の製品及びサービスを提供することにより、お客様はもとより、株主様をはじめとする各種のステークホルダーから信頼を頂戴してまいりました。

従いまして、当社は、今後も、こうした考えに基づいて、これまで以上に独創性に磨きをかけ、より高品質なお客様志向の製品及びサービスを提供することによってのみ、企業価値の向上と今後のさらなる成長という株主共同の利益を実現しうるものと確信いたしております。

こうした観点に立ちますと、保有株数の多寡にかかわらず、以上に述べましたような当社における企業価値の向上と成長を支えてきました基本的な考え方に賛同いただけるような株主様がますます増えることこそ、当社のさらなる企業価値の向上と成長の原動力となりますので、今後とも株主様には、こうした考え方をご理解いただき、ご支援を賜るよう努力していく所存でございます。

なお、万一、こうした基本的な考え方を否定し、当社の企業価値の向上を顧みることなく、他の多くの株主様の犠牲の上に自らの利益を図る意図の下に当社株式の大量取得行為がなされた場合の具体的な対応等につきましては、今後とも慎重に検討をすすめ、然るべき成案を得ました際には、株主の皆様にお諮りいたしたく存じます。

# 連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	248,858	流動負債	59,572
現金及び預金	126,964	支払手形及び買掛金	20,129
受取手形及び売掛金	65,977	電子記録債務	16,544
電子記録債権	5,523	リース債務	190
商品及び製品	16,619	未払法人税等	806
仕掛品	7,352	賞与引当金	3,193
原材料及び貯蔵品	15,270	その他	18,707
繰延税金資産	2,573	固定負債	97,695
短期貸付金	4	社債	53,000
未収入金	3,565	長期借入金	30,280
その他	5,170	リース債務	234
貸倒引当金	△162	繰延税金負債	5,488
固定資産	158,950	役員退職慰労引当金	129
有形固定資産	109,428	製品保証引当金	142
建物及び構築物	33,543	退職給付に係る負債	7,195
機械装置及び運搬具	50,101	その他	1,224
土地	13,998	負債合計	157,268
建設仮勘定	8,854	純資産の部	
その他	2,931	株主資本	230,317
無形固定資産	36,468	資本金	34,606
のれん	12,780	資本剰余金	44,584
その他	23,688	利益剰余金	165,076
投資その他の資産	13,052	自己株式	△13,950
投資有価証券	7,052	その他の包括利益累計額	17,030
退職給付に係る資産	1,493	その他有価証券評価差額金	665
繰延税金資産	2,060	為替換算調整勘定	17,759
保険積立金	942	退職給付に係る調整累計額	△1,394
その他	1,603	非支配株主持分	3,192
貸倒引当金	△99	純資産合計	250,540
資産合計	407,808	負債及び純資産合計	407,808

# 連結損益計算書

(自 2015年4月1日  
至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		240,478
売上原価		172,711
売上総利益		67,766
販売費及び一般管理費		44,597
営業利益		23,169
営業外収入		
受取利息	407	
受取配当金	78	
受取賃貸料	387	
持分法による投資利益	644	
雑収入	1,248	2,766
営業外費用		
支払利息	426	
為替差損	5,716	
雑損	651	6,795
経常利益		19,140
特別利益		
固定資産売却益	864	864
特別損失		
固定資産除却売却損	392	
その他	0	392
税金等調整前当期純利益		19,612
法人税、住民税及び事業税	5,289	
法人税等調整額	1,073	6,363
当期純利益		13,249
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△325
親会社株主に帰属する当期純利益		13,575

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2015年4月1日)  
(至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	34,606	44,584	158,463	△ 13,943	223,711	1,312	22,940	△166	24,086	2,701	250,498
当連結会計年度変動額											
剰余金の配当			△6,962		△6,962						△6,962
親会社株主に帰属 する当期純利益			13,575		13,575						13,575
自己株式の取得				△6	△6						△6
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)						△646	△5,181	△1,227	△7,055	490	△6,565
当連結会計年度 変動額合計	—	—	6,612	△6	6,606	△646	△5,181	△1,227	△7,055	490	41
当連結会計年度末残高	34,606	44,584	165,076	△13,950	230,317	665	17,759	△1,394	17,030	3,192	250,540



# 貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	154,728	流動負債	33,735
現金及び預り金	52,819	買掛金	6,162
受取手形	13,433	電子記録債権	14,092
子記録債権	5,126	短期借入金	1,507
商品及び製品	25,790	1年内返済予定の長期借入金	2,253
仕掛品	7,097	リース負債	148
原材料及び貯蔵品	2,802	未払金	4,260
前払費用	4,324	未払消費税等	2,626
繰延税金資産	584	前払法人税等	147
短期貸付	879	預り金	34
未収入金	36,314	賞与引当金	248
その他の引当金	4,253	固定負債	2,205
固定資産	1,303	社定期借入金	48
有形固定資産	△3	社長期リース引当金	86,053
建物	163,026	退職給付引当金	53,000
構築物	32,403	繰上り引当金	30,280
機械及び装置	9,178	繰上り引当金	161
車両及び運搬具	306	繰上り引当金	1,813
工具器具及び備品	12,972	繰上り引当金	797
土地	11	負債合計	119,789
リース資産	531	純資産の部	
建設仮勘定	6,889	株主資本	197,319
無形固定資産	276	資本剰余金	34,606
のれん	2,235	資本準備金	47,471
ソフトウェア	1,250	その他の資本剰余金	47,471
その他の資産	3	利益剰余金	0
投資その他の資産	1,158	利益準備金	129,186
投資有価証券	88	特別償却準備金	1,958
関係会社株	129,372	土地圧縮積立金	127,227
関係会社出資	2,524	配当積立金	70
長期貸付	69,224	繰上り引当金	15
保険積立	49,784	繰上り引当金	3,000
繰延税金資産	5,937	繰上り引当金	112,000
その他の引当金	826	繰上り引当金	12,141
繰上り引当金	443	自己株式	△13,944
繰上り引当金	668	評価・換算差額等	645
繰上り引当金	△36	その他有価証券評価差額金	645
資産合計	317,754	純資産合計	197,965
		負債及び純資産合計	317,754

# 損益計算書

(自 2015年4月1日  
至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売	上	高			126,127
売	上	原	価		85,192
売	上	総	利		40,935
販	費	及	一	般	管
営	業		理	費	23,009
営	業	外	収	益	17,925
	受	取	利	息	587
	受	取	配	当	958
	受	取	賃	貸	498
	受	取	口	イ	ヤ
	雑		イ	リ	テ
			収	入	461
営	業	外	費	用	
	支	払	利	息	94
	社	債	利	息	317
	為	替	差	損	4,055
	雑		損	失	472
経	常	利	益		16,068
特	別	利	益		
	固	定	資	産	売
				却	益
					1
特	別	損	失		
	固	定	資	産	除
				却	売
				却	損
					96
	そ	の	他		97
					0
税	引	前	当	期	純
					利
					益
	法	人	税、	住	民
			税	及	び
			等	事	業
			調	整	税
					額
					3,523
	法	人	税		
					593
当	期	純	利	益	
					11,855

# 株主資本等変動計算書

(自 2015年4月1日)  
(至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					特 別 償 却 準 備 金	土 地 縮 小 積 立 金	配 当 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	34,606	47,471	0	47,471	1,958	49	15	3,000	102,000	17,269	124,293	
当 期 変 動 額												
剰余金の配当										△6,962	△6,962	
特別償却準備金の積立						37				△37		
特別償却準備金の取崩						△18				18		
税率変更による積立金の調整額						1				△1		
別途積立金の積立									10,000	△10,000		
当期純利益										11,855	11,855	
自己株式の取得												
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	20	-	-	10,000	△5,128	4,892	
当 期 末 残 高	34,606	47,471	0	47,471	1,958	70	15	3,000	112,000	12,141	129,186	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計	
当 期 首 残 高	△ 13,938	192,433	1,286	1,286	193,719
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△6,962			△6,962
特別償却準備金の積立					
特別償却準備金の取崩					
税率変更による積立金の調整額					
別途積立金の積立					
当期純利益		11,855			11,855
自己株式の取得	△6	△6			△6
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△640	△640	△640
当期変動額合計	△6	4,886	△640	△640	4,245
当 期 末 残 高	△13,944	197,319	645	645	197,965

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

T H K 株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 芳 幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 尻 慶 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 田 秀 樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T H K 株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T H K 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

T H K 株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 芳 幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 尻 慶 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 田 秀 樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T H K 株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。加えて、監査役会を毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による監査活動の結果については、必要に応じて取締役に意見を伝えました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月23日

## T H K 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	木 内 秀 行	Ⓔ
常勤監査役	五十嵐 一 則	Ⓔ
社外監査役	渡 邊 静 夫	Ⓔ
社外監査役	米 正 剛	Ⓔ

以 上

# 定時株主総会会場ご案内

開催場所および開始時刻が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

## 会場

東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル アネックスタワー 5階「プリンスホール」

TEL. 03-3440-1111 (代表)



お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と  
植物油インキを使用しています。